

返戻金制度について

弊社は、返戻金制度を設けています。

求職者が入職日より 3 ヶ月以内に自己都合により退職した場合、または求職者の責に基づく事由により解雇された場合（法的に正当な理由が認められる解雇に限る。）は、紹介料のうち、勤続年数に応じた下記の割合に相当する額を、求人者に返還する。

また、求人者は求職者の退職から 30 日以内に退職した旨を弊社に伝えるものとし、退職から 30 日を超えた後に連絡を受けたものに関しては返金しないものとする。

（無期契約の就職）

1 ヶ月以内の離職の場合は、手数料 80%

3 ヶ月以内の離職の場合は、手数料 30% とする。

以上

株式会社ブリッジサービス

（有料職業紹介事業許可番号 14-ユ 301527）